

宮川流域関係市町「水力発電事業の民間譲渡に関する要望書」(H19.10.19)  
水力発電事業の民間譲渡に関する県への流域市町の要望事項等

H20.1.21

I 流域市町共通項目

	要望内容	回答(案)
1	<p>◎流量回復</p> <p>平成12年6月に宮川ルネッサンス委員会水部会が、再現濁水流量として宮川ダム直下で2.0m<sup>3</sup>/sを流量回復目標と想定している。</p> <p>このことから、流域7市町として、宮川ダム直下における流量回復目標値を2.0m<sup>3</sup>/sとし、水力発電事業の民間譲渡に対し、将来的に宮川ダム直下で2.0m<sup>3</sup>/sの流量回復が担保されるような譲渡条件を付すよう求めるものである。</p>	<p>流量回復については、これまで長い年月をかけ、また、流域の関係者の協力をいただいたことにより、宮川ダム直下で毎秒0.5トンの回復が実現したものです。</p> <p>譲渡交渉にあたっては、宮川流域ルネッサンス事業の趣旨を十分理解いただいたうえで、現在の毎秒0.5トン継続することを要請してまいります。</p> <p>なお、県としましては、利害関係者間の合意形成など解決すべき課題は多いことから、流域全体の議論の方向等も見極めながら慎重に検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(政策部)</p>
2	<p>◎ダムの社会的機能の確保</p> <p>1 治水機能</p> <p>宮川ダムは洪水調整機能と利水機能を有し、三瀬谷ダムは利水機能のみを有するダムである。しかし、実際には、雨期の洪水が予想される時期には宮川ダムだけではなく、三瀬谷ダムにおいても事前放流の実施等洪水対策を行い、下流における災害防止に大きな役割を果たしている。</p> <p>このため、譲渡後においても、宮川・三瀬谷両ダムにおいて、これまで同様の洪水調整機能を確保するよう求めるものである。</p>	<p>水力発電事業を譲渡する場合、宮川ダムの管理はこれまで同様、県が実施することになり、三瀬谷ダムについては、譲渡先が管理することとなります。</p> <p>宮川ダムの事前放流操作やこれに同調した三瀬谷ダムの操作等、現在行っている治水機能に配慮したダム運用に関して、例えば、県土整備部と企業庁で締結する「宮川ダムの事前放流に関する覚書」、ゲート操作方法、関係機関への連絡方法等に関する「操作規程」など、各種協定、規程等を遵守し、これまで同様に実施されるよう譲渡交渉先に求めています。</p> <p style="text-align: right;">(企業庁)</p>
3	<p>◎ダムの社会的機能の確保</p> <p>2 利水機能</p> <p>宮川用水については、「宮川ダムのかんがい用水補給容量等に関する協定」において750万トンのかんがい用水の供給を受けることとなっている。さらに、濁水により用水不足が生じた場合は、県・企業庁との覚書・協定により、企業庁がその不足分を供給することが条件となっている。</p> <p>このため、譲渡に当たっては、現在同様の条件による覚書・協定を締結するよう求めるものである。</p>	<p>かんがい用水については、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定などが継承されるよう譲渡交渉先に求めています。</p> <p>なお、宮川ダムの不特定かんがい容量750万トンからの補給でも不足する場合は、国土交通省が主催する宮川濁水調整協議会によって、互譲の精神に基づく、公平公正な調整が行われることとなります。</p> <p style="text-align: right;">(企業庁)</p>
4	<p>◎ダムの社会的機能の確保</p> <p>3 環境の保全</p> <p>(1) ダム湖への安定的な流量の確保や土砂流入を防止するためには、緑のダムともいわれる森林の適正な管理による保水力の向上や治山事業による荒廃溪流の整備が必要となる。そのため、地元市町は、県、企業庁の支援・協力を得ながら森林の保全対策や治山事業、地域振興を実施してきた。</p> <p>譲渡後においても、県及び譲渡先から同様の森林保全対策や治山事業、地域振興の取組に対する支援・協力が保証されるよう求めるものである。</p>	<p>企業庁が支援する森林環境創造事業(負担金)や地域との植林活動については、譲渡後も何らかの形で継続されるよう譲渡交渉先に求めています。</p> <p style="text-align: right;">(企業庁)</p> <p>これまで県が取り組んできた、森林の適正な管理を進める造林事業による森林保全対策や、荒廃溪流を整備し土砂の流出を軽減する治山事業、林業を振興する林道事業による地域振興については、譲渡後においても、これらの事業を通じて地元市町の取組を支援していきます。</p> <p style="text-align: right;">(環境森林部)</p>
5	<p>◎ダムの社会的機能の確保</p> <p>3 環境の保全</p> <p>(2) 平成16年9月の豪雨に伴う洪水による川床への土砂の堆積及び長年にわたるダム湖土砂の堆積により、少雨でも濁りが生ずる等、水質の悪化が進んでおり、生態系、環境への影響が懸念されている。</p> <p>このため、宮川本川及び支流の川床及びダム湖の堆積土砂の浚渫を行い、水質の向上を図るよう求めるものである。</p>	<p>宮川本川及び支流の川床については、平成16年災害以降、土砂等の撤去に努めてきましたが、平成19年度からも、治水効果を高め再度災害を防止する目的で、緊急河川改修事業を県民しあわせプランの重点事業として位置づけ、4年計画で重点的に土砂撤去を進める予定としています。</p> <p>宮川ダムにおいては、濁水の長期化対策として選択取水設備を整備し、平成18年4月1日から運用を開始しています。</p> <p>今後とも堆砂の進行状況に注意を払いながら、水質に関しては、選択取水設備を活用して濁度の低い層の取水を行うなど、適切なダム管理に努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">(県土整備部)</p> <p>企業庁が管理する三瀬谷ダムの平成18年時点での堆砂量は、計画堆砂量(ダム計画時点で概ね100年を見込んだ量)に対して65.9%となる約350万立方メートル(総貯水容量に対して26.7%)であり、現在のところダム管理上の支障はありません。</p> <p>平成16年の災害以降については、砂利採取制度を活用した土砂撤去を毎年行っているところであり、今後も定期的な砂利採取を行い、ダム湖内への土砂堆積の進行を抑制していきます。</p> <p>また、このことについては譲渡交渉先も同様に取り組むよう求めています。</p> <p style="text-align: right;">(企業庁)</p>

6	<p>◎ダムの社会的機能の確保 3 環境の保全 (3) 環境の保全や災害を防止するための流木、ごみ等の撤去等、ダム湖の適正な管理を行うよう求めるものである。</p>	<p>三瀬谷ダムについては、適正なダム管理の一環として、現在の企業庁と同様に、ダム湖の流木、ごみ等の撤去を定期的実施するよう譲渡交渉先に求めています。</p> <p style="text-align: right;">(企業庁)</p> <p>宮川ダムにおいては、流木等が下流に流れ出さないようダム湖に網場を設置し、流木・ごみ等を捕捉し、維持管理の中で適切に対応しております。</p> <p>今後とも宮川流域に居住される県民の安全・安心な生活を確保するため、適切な宮川ダムの維持管理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(県土整備部)</p>
7	<p>◎ダムの社会的機能の確保 3 環境の保全 (4) 三瀬谷ダム周辺は、県立自然公園に指定され、ダムには漕艇場やレクリエーション施設が設置され、自然環境を生かした地域振興資源として活用されている。また、ダム堰堤上は、自動車の通行が認められており、地域住民の生活道路として活用されている。</p> <p>このため、県においては、譲渡後における上記施設の維持及び利用の確保を譲渡条件に付すよう求めるものである。</p>	<p>三瀬谷ダム及び周辺の地域開放については、ダムの安全運用の範囲内において、譲渡後も同様に活用できるよう譲渡交渉先に求めています。</p> <p style="text-align: right;">(企業庁)</p>
8	<p>◎流域市町及び住民への説明 ダムの建設及び運営に際し、これまで流域市町は多大な協力を行ってきた。しかし、このたびの水力発電事業の民間譲渡に当たって、流域市町、住民への説明が不十分である。</p> <p>早急に流域市町、住民への十分な説明を行うとともに、地域の要望の把握に努め、譲渡条件等に地域の要望を反映するよう求めるものである。</p>	<p>関係市町への説明については、平成19年2月の知事方針の公表以降適宜説明させていただいてきたところです。また、8月、10月には、大台町からの要請もありましたが住民説明会も開催し説明させていただきました。</p> <p>関係市町や住民の皆様からも様々な要望をいただいておりますが、譲渡に際しての基本条件である「地域貢献の取組が継続されること」を前提に、交渉先の中部電力㈱と協議を進めているところです。</p> <p>今後も、関係市町、住民の皆様には、適宜説明させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(政策部)</p>

## II 流域市町個別項目

	要望内容	回答(案)
9	<p>◎伊勢湾漁業協同組合及び宮川漁業協同組合に対する配慮(伊勢市) ダムの建設及び運営に際し、市内の各漁業協同組合(伊勢湾漁業協同組合、宮川漁業協同組合)は、漁場への影響について幾度も協議・協力を行ってきたところであるが、このたびの水力発電事業の民間譲渡に当たって、各漁業協同組合への説明が不十分である。</p> <p>民間譲渡は、各漁業協同組合への説明を行い、十分な協議の上に進めることを求めるものである。</p> <p>また、譲渡条件等に、これまでに交わした各漁業協同組合との確認事項等の引継ぎはもちろんのこと、各漁業協同組合からの要望についても反映するよう求めるものである。</p>	<p>伊勢湾漁協、宮川漁協をはじめ、関係する漁協には、8月以降、県の基本的な考え方等について説明させていただいているところです。説明させていただいた際にお聞かせいただいた要望にある「これまでの企業庁と各漁協間での覚書等にもとづく取り組みの継続に関する事項」については、現在の地域貢献の継続は譲渡にあたっての基本方針としていることから、譲渡交渉において、譲渡後も継続して実施されるよう協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(企業庁・政策部)</p>
10	<p>◎工業用水の確保(伊勢市・多気町・明和町) 東海農政局と県との間で、平成16年12月1日付けで、国営宮川用水第二期土地改良事業と三重県の工業用水道に関する事業との共同事業に関する協定書(平成9年2月25日付け締結)を廃止して、国営宮川用水第二期土地改良事業の工事完了後に工業用水の需要が発生した場合における工業用水道施設の設置に関する確認書が交わされているが、ダム及び水力発電事業が民間に譲渡されれば、工業用水が必要な時にその確保ができなくなるおそれがある。</p> <p>したがって、譲渡に当たって、新たな協定を締結するよう求めるものである。</p>	<p>三瀬谷ダムに貯留権を有している南伊勢工業用水道につきましては、今後も具体的な需要発生が見込めないことから、中南勢工業用水道建設促進協議会におきまして、事業廃止について提案させていただき、意見交換させていただいているところです。</p> <p>今後、工業用水の需要が発生した際には、個別に供給策を検討させていただくこととしてご理解を賜りたいと考えております。</p> <p>なお、国営宮川用水第二期土地改良事業と工業用水道事業との共同事業の廃止に関する確認書につきましては、土地改良施設の兼用工作物の利用に関する協定内容であるため、今回の水力発電事業の民間譲渡により新たな協定が必要になるとは考えておりません。</p> <p style="text-align: right;">(政策部)</p>
11	<p>◎国有資産等所在市町村交付金(大台町) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に基づく国有資産等所在市町村交付金が交付されているが、譲渡後に本交付金と固定資産税との差が生じる場合は、差額の交付を求めるものである。</p>	<p>国有資産等所在市町村交付金は、『固定資産税が非課税とされる国や地方公共団体が所有する固定資産であっても、一般の固定資産と異なる状態で使用収益されているもの等について、固定資産税相当額の負担を求めることが適当であることから、固定資産税の代替として、資産が所在する市町村に交付することとされている』ものです。この趣旨から、本交付金と固定資産税との差が生じることはないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(政策部)</p>
12	<p>◎奥伊勢湖環境保全対策協議会負担金(大台町) 奥伊勢湖環境保全対策協議会は、奥伊勢湖の豊かな自然環境を守るため、湖に流れ込むごみの除去及び清掃に努め、地域住民のやすらぎの場となるようきれいな湖を確保するとともに、河川環境の保全並びに地域と発電事業の共生を図ることを目的に設立されており、現在、沿道景観作業員2名等により、奥伊勢湖に流れ込むごみ(流木、一般廃棄物)などの処分や宮川本流及び支流の沿道のごみ処分と植樹の管</p>	<p>奥伊勢湖の豊かな自然環境を守るため、同様の取り組みを継続するよう譲渡交渉先に求めています。</p> <p style="text-align: right;">(企業庁)</p>

	理を行っている。 譲渡後においても、同協議会の運営費として毎年企業庁より支出されている負担金を継続するよう求めるものである。	
13	◎宮川ダム湖濁度調査（大台町） 企業庁と発電後の水の放流先である三浦湾の漁協関係者との間で、濁水時は発電を停止するなどの協議がなされており、企業庁より宮川ダム湖の濁度調査が大台町に委託されている。 譲渡後においても、その濁度調査を継続するよう求めるものである。	宮川ダム湖の濁度調査は、発電運用上不可欠なものと継続する必要があり、譲渡交渉先にも同様の測定手法で継続するよう求めていきます。 なお、より適した測定法等がある場合は、譲渡交渉先の判断によることとなります。  (企業庁)
14	◎宮川ダムにおける洪水調整（大台町） 企業庁と発電後の水の放流先である三浦湾の漁協関係者との間で、濁水時は発電を停止するなどの協議がなされているが、豪雨等による緊急時においては、濁水時においても三浦湾に放流できるよう求めるものである。	災害時などの緊急時において濁水を三浦湾に発電放流することについては、漁場環境への影響や発電設備能力上（最大毎秒24トン）の限界があるものの、今後、関係者との協議を行っていきます。  (企業庁)
15	◎宮川上流漁業協同組合に対する鮎補償（大台町） 企業庁と宮川上流漁業協同組合との間で交わされている漁業補償としての宮川上流への毎年50万匹の稚鮎の放流事業への負担金については、譲渡後においても、継続するよう求めるものである。	三瀬谷ダム建設に伴う漁業補償として締結された協定書が継承されるよう、譲渡交渉先に求めていきます。  (企業庁)
16	◎森林環境創造整備事業（宮川ダム上流）（大台町） 大台町においては、森林を、木材生産主体として資源の循環利用を行う「生産林」と、木材生産を目的とせず森林の環境公益の高度発揮を目指す「環境林」と大きく2つに区分し、それぞれの森林区分に応じた効果的、効率的な森林施策を展開している。そのうち、宮川ダム上流部で実施している森林環境創造事業の財源として、県補助金のうち約35,000千円を企業庁が負担している。 譲渡後においても、従来のおり県補助金の総額を確保するよう求めるものである。	森林環境創造事業への企業庁の負担について、譲渡交渉先に理解を求め、同様の負担を行うように求めていきます。  (企業庁)
17	◎企業庁財産の使用（大台町） 弥起井地内の企業庁（三瀬谷発電管理事務所）が所有する町公園等の使用については、譲渡後においても、引き続き無償による使用を求めるものである。	公園等の土地については、譲渡後も引き続き使用できるよう適正な処分方法を検討します。  (企業庁)
18	◎農業用水等への利用（大台町） 従来からの慣行により宮川から取水をしている農業用水等への利用については、譲渡後においても、現行どおり確保するよう求めるものである。	これまでの取水が可能となるように取水状況などを譲渡交渉先に説明し、理解を求めるとしますが、権利関係の明確化や河川法との整合などについても整理が必要と考えられ、今後、地域利水者等の関係者と協力しながら整理を進めていくこととします。  (企業庁)
19	◎観光放流（大台町） 大台ヶ原を源とする大杉谷は、水量の多さからたくさんの滝が連続した素晴らしい峡谷を形作っている。滝が連続する堂倉谷付近には、ダムの取水堰堤があり、水量が管理されているが、取水量を調整し、滝の雄大さを増すための観光放流が行われている。 譲渡後においても、これを引き続き行うよう求めるものである。	堂倉谷堰堤における観光放流については、宮川第三発電所の水利使用規則（国土交通省）等において定められていることから、譲渡後においても引き続き放流されることとなります。  (企業庁)
20	◎地域貢献及び地元自治体行事への協力（大台町） 地元自治体が開催する行事（植樹、水上カーニバル等）へ参加し、住民との親睦を深めるとともに、森林の管理、河川の美化、家庭排水、資源純化などの啓発が行われているが、譲渡後においても、引き続き協力するよう求めるものである。	現在の取り組み内容を譲渡交渉先に説明し、継続できるよう理解を求めていきますが、譲渡交渉先の意向によっては、代替策による対応もありえます。  (企業庁)
21	◎道路改良整備（未履行事項）（大台町） 1 県道大台宮川線、県道大台ヶ原線、国道422号（旧大台・大台ヶ原線） 重要幹線道であり、その重要性にかんがみ、特対要綱の中でも2車線改良を講ずることとしているが、未だに解消されない箇所が多くある。 早急に改良整備を図るよう求めるものである。	(特別対策要綱の記載事項) ○特別対策要綱に記載のある路線 a. 大杉谷村久豆地内県道より宮川を横断し右岸沿いに桑ノ木谷に至る付替道路の新設（現大台ヶ原線、大杉谷海山線） b. 桑ノ木谷より大日嶺に至る付替登山道路の新設（現大台ヶ原線） c. 領内、大杉谷村境界より久豆に至る県道の整備改修（現国道422号、大台ヶ原線） d. (引き続きその実現に努力する) ・大杉谷村檜原地内より宮川村を横断し野又峠を経て北牟婁郡赤羽村下河内に至る道路の改修整備（現国道422号） ・大杉谷村桑ノ木谷付替道路より水呑峠を経て北牟婁郡船津村落合に至る道路の改修整備（現大杉谷海山線）  県管理道路の整備については、平成10年度に新たに策定した「道路整備10箇年戦略」（H15年度に見直しを行い現在は「新道路整備戦略」）に基づき整備を進めているところであり、現在の取組状況は下記のとおりです。  【県道大台宮川線】 当路線は、大台町の国道42号との交差点を起点とし、旧宮川村の国道

		<p>422号との交差点を結ぶ延長11kmの生活道路であり、緊急輸送道路にも指定されている重要な道路です。</p> <p>しかし、幅員狭小区間を有するなど円滑な通行に支障をきたしているため、大台町小切畑から江馬に至る約2kmについて、バイパス事業を進め、平成18年12月に完成供用したところです。</p> <p>大台町天ヶ瀬地内において、住民のみなさんと協議しながらルートなどの選定を行っており、本年度から地方特定事業により事業着手しましたので、早期供用に向け整備促進に努めてまいります。</p> <p>【県道大台ヶ原線】</p> <p>当道路は、大台町大杉を起点に檜原に至る延長約15kmの生活道路ですが、現道は幅員が狭く急カーブが連続し、また、迂回路もない状況にあります。</p> <p>しかし、未改良区間が多く、抜本的な改良には時間がかかることから、まず、待避所等を整備し、安全な対向が可能になるなど、早期に整備効果が発現できるよう努めてまいります。</p> <p>【国道422号（旧大台・大台ヶ原線）】</p> <p>国道422号は滋賀県大津市を起点に紀北町紀伊長島区東長島に至る延長約162kmの幹線道路であり、本県西側の4市2町を縦断する道路となっています。しかし、大台町檜原から紀北町紀伊長島区に至る区間を含め2箇所の通行不能区間があり、また、山間部を通る道路であるため、幅員狭小や視距が取れない箇所があるなど整備が進んでいない状況にあります。</p> <p>現在、特に緊急性の高い区間として、大台町（旧宮川村）地内において特改事業で明豆地区と八知山地区で現道拡幅やバイパス整備を行っています。</p> <p>厳しい財政状況の中、全線に渡る整備が困難な状況にあり、当面は集落に通じる生活道路など地域生活に影響の大きい箇所を優先して事業化を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（県土整備部）</p>
22	<p>◎道路改良整備（未履行事項）（大台町）</p> <p>2 国道422号（旧県道紀伊長島・飯高線）</p> <p>当線は、三重県下における重要幹線であり、その重要性を認識の上、改良整備をされたい。</p> <p>また、特対要綱においても、大杉谷から紀伊長島間の改良整備を講じることとしているが、未だ未整備で通行不能な状況であり、早急に改良整備を図るよう求めるものである。</p>	<p>国道422号（旧県道紀伊長島・飯高線）の整備につきましては、全線に渡る整備が困難な状況にあることから、当面は集落に通じる生活道路など地域生活に影響の大きい箇所を優先して事業化を行っています。</p> <p>ご要望の大台町檜原から紀北町紀伊長島区にいたる区間については、現在のところ通行不能区間となっております。</p> <p>しかし、通行不能区間の解消には、抜本的な整備が必要であり、早期の解消は困難な状況です。</p> <p>当面は、現在事業中箇所の整備を優先していくこととし、通行不能区間につきましては、他工区の事業進捗をみながら検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">（県土整備部）</p>
23	<p>◎道路改良整備（未履行事項）（大台町）</p> <p>3 町道新大杉谷線の改良整備について</p> <p>当線は、旧宮川村を走る路線で、集落と集落、また、国道422号とを結ぶ重要な生活、産業道路であり、現在、大井から岩井に至る6km余りが未開通となっている。唯一、宮川に沿って縦貫する国道は、狭小、カーブ、断崖が連続する箇所が多い路線であり、この国道の改良、被災時の迂回路として未開通区間の開設が急務である。</p> <p>昭和47年に積極的に取り組む旨の約束があり、早急に改良整備を図るよう求めるものである。</p>	<p>当路線は宮川右岸における各集落を菌地区から檜原地区まで結ぶ生活道路であります。</p> <p>しかし、大台町岩井地区から大井地区については未整備となっており、断崖が連続し、危険箇所の多い地区であることから通行に支障をきたしています。</p> <p>現在、当区間を地方道路交付金事業（県代行）により道路整備を進めており、引き続き、整備促進に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（県土整備部）</p>
24	<p>◎砂利採取時における水位の調整（大台町）</p> <p>本田木屋・江馬地内等で行っている宮川での砂利採取時は、水位の調整に協力するよう求めるものである。</p>	<p>砂利採取が円滑に実施できるよう、漁業やかんがい用水への影響が少ない渇水期に、原則発電運用の範囲内において水位調整への協力ができるように譲渡交渉先に求めていきます。</p> <p style="text-align: right;">（企業庁）</p>
25	<p>◎ダム堆積泥土の除去（大台町）</p> <p>三瀬谷ダムの堆積泥土を下流に放流することのないよう、定期的な泥土の除去を図るよう求めるものである。</p>	<p>砂利採取によって堆積泥土も除去されることから、今後も宮川上流域での砂利採取が継続できるように砂利採取に係る特別措置を延伸するとともに、譲渡交渉先にも円滑な砂利採取が可能となるように協力を求めていきます。</p> <p style="text-align: right;">（企業庁）</p>
26	<p>◎各字プールの整備（大台町）</p> <p>三瀬谷ダム建設により河川での遊泳場所がなくなったため、各字にプールが整備されたが、年々老朽化が進み、改修が必要な状況となっている。</p> <p>各字プールの改修に対して、財政支援を行うよう求めるものである。（上菅、下菅、川合、弥起井、上三瀬、下三瀬、長ヶ、高奈の各字プール）</p>	<p>各字のプールについては、三瀬谷ダム建設時の永久補償として整備されたものです。</p> <p>したがって、財政支援に応じることはできませんが、水力発電所の立地自治体には各種交付金制度が整備されていることから、これらの制度を活用していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（企業庁）</p>

27	<p>◎魚道の整備（大台町）</p> <p>三瀬谷ダム建設により宮川が上・下流に寸断され、鮎などの各魚種の生態系に様々な影響を与えている。</p> <p>各魚種の生態系の回復を図るため、魚道を整備するよう求めるものである。</p>	<p>三瀬谷ダムは堤高が39mあり、仮に魚道を設置できた場合でも非常に長く、複雑な構造になり、その整備には多額の費用を要するとともに、魚道の設置は、河道を狭めるなど、河川の安全面での問題があります。</p> <p>こうしたことから、三瀬谷ダムには魚道を設置せず、漁業への影響を緩和するために、稚鮎放流経費の負担を行うなどの補償を行ってきたところですが、この補償協定については、譲渡交渉先に引き継ぐよう求めています。</p> <p style="text-align: right;">（企業庁）</p>
28	<p>◎三瀬谷ダム放流時の振動対策（大台町）</p> <p>三瀬谷ダム周辺の集落では、放流時の振動が激しいため、振動対策を行うよう求めるものである。</p>	<p>三瀬谷ダム放流時の振動については、昭和53年度に周辺地区と放流時の振動にかかる諸問題について協議し、その影響を調査したうえで、低周波空気振動に対する補償を行うことで全て解決しています。</p> <p style="text-align: right;">（企業庁）</p>
29	<p>◎三瀬谷ダムのゲート改修（治水対策）（大台町）</p> <p>三瀬谷ダムは、利水機能のみを有するダムであるが、雨期の洪水が予想される時期には、三瀬谷ダムにおいても事前放流の実施等、洪水対策を行い、下流における災害防止に大きな役割を果たしている。</p> <p>更に洪水調整容量を多く確保するため、ゲートの改修を行うよう求めるものである。</p>	<p>洪水前の水位低下運用は、洪水が予想される場合に行いますが、予想段階では河川流量も少ないことから、現在のゲート設備であっても水位を低下させることができます。</p> <p style="text-align: right;">（企業庁）</p>
30	<p>◎新たな地域振興に対する協力（大台町）</p> <p>譲渡後において、新たに発生する地域の諸課題に対して協力するよう求めるものである。</p>	<p>地域での諸課題の解決についての協力は、水力発電事業の譲渡にかかわらず、これまで同様、変わることはありません。</p> <p style="text-align: right;">（政策部）</p>
31	<p>◎県と譲渡先との間で締結する契約条項の詳細の公開（大台町）</p> <p>譲渡先との間で締結する譲渡に関する契約条項については、事前に詳細部分まで公開及び説明を求めるものである。</p>	<p>譲渡交渉については相手方もあることから、公開にあたっては相手方の了解が必要となります。要望の趣旨については、相手方の中部電力㈱にも伝え、対応を協議することといたします。</p> <p>なお、譲渡に関する協議経過については、必要に応じ情報提供、説明させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">（政策部）</p>
32	<p>◎譲渡契約事項の履行確保（大台町）</p> <p>譲渡先との間で締結する譲渡契約において定めた事項について、その履行が確保されるよう県、町、譲渡先事業者が協議する機関を設けるなどの措置を講ずることを求めるものである。</p>	<p>譲渡条件が履行されているかどうかの確認は必要であると考えています。今後の協議の中で、中部電力㈱にその必要性について理解を求め、具体的な対応策についての合意に向け検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（政策部）</p>
33	<p>◎譲渡を進める上での留意事項（大台町）</p> <p>平成16年9月29日の台風21号災害により、旧宮川村においては、甚大な被害を被った。とりわけ宮川ダムからの大量の放水により、宮川本流の水量は、かつてない水量となり、宮川全線の護岸が濁流により浸食された。下流の三瀬谷ダム湖に入る区域では、上昇した水位により、一部では住宅の基礎や沿岸道路を損壊されるなどの被害となった。</p> <p>水力発電事業の民間譲渡は、こうした災害時におけるダム湖護岸の浸食等に対して、適切に対応できるよう措置することを求めるものである。</p>	<p>現在、企業庁がダム管理者として管理する三瀬谷ダム湖周辺の用地についても譲渡することになりますが、譲渡後においても譲渡先がダム管理者として安全かつ適正なダム管理を行う必要があることから、ダム湖岸の浸食等に対して適切な対応を求めています。</p> <p style="text-align: right;">（企業庁）</p>
34	<p>◎農業耕作者（水田）の水利権の保障（大紀町）</p> <p>長ヶ発電所への取水口として長者野堰堤が大内山川の滝原地内に設置されているが、農業耕作者（水田）の水利権については、譲渡後においても、確実に保障されるよう求めるものである。</p>	<p>農業耕作者の水利権が設定されている場合は、譲渡にかかわらず保証されることとなります。</p> <p>なお、水利権が設定されていない水利については、譲渡交渉先に取水状況等を説明し、確実に継承されるよう求めています。権利関係の明確化や河川法との整合などについても整理する必要があると考えられ、今後、地域水利者等の関係者と協力しながら整理を進めていくこととします。</p> <p style="text-align: right;">（企業庁）</p>
35	<p>◎民間への譲渡後の交渉権（大紀町）</p> <p>譲渡後における管理運営に関して、関係市町と譲渡先との交渉権を確保するよう求めるものである。</p>	<p>三重県企業庁の水力発電事業の譲渡にあたっての交渉であることから、中部電力㈱との交渉は、譲渡後の管理運営に関することも含めて県が責任を持って行います。</p> <p>なお、交渉経過等につきましては、適宜情報提供させていただき、ご意見等聞かせていただくこととしますので、ご理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">（政策部）</p>
36	<p>◎魚道の整備（大紀町）</p> <p>長者野ダム（堰堤）に設置されている魚道は、本来の機能が有効に働いているとはいえ、魚の遡上に影響を与えているのが現状である。</p> <p>機能回復のための調査及び魚道の整備を行い、生態系の回復を図るよう求めるものである。</p>	<p>現在の魚道機能の有効性について、現地調査の実施や必要に応じ専門家から意見を聞くなどし、検証することとします。</p> <p style="text-align: right;">（企業庁）</p>

紀北町「三重県企業庁水力発電事業の民間譲渡に関する要望書」(H20.1.16)  
三重県企業庁水力発電事業の民間譲渡に関する要望事項

H20.1.21

	要 望 内 容	回 答 (案)
1	三重県企業庁と三浦漁業協同組合との間で締結された、宮川第二発電所の運転に伴う協定及び発電運用に関する申し合わせについては、譲渡後においても継続するよう求めるものである。	三重県企業庁と三浦漁業協同組合との間で締結された、宮川第二発電所の運転に伴う協定及び発電運用に関する申し合わせについては、譲渡後も適切に対応するよう譲渡交渉先に求めています。  (企業庁)
2	三重県企業庁と紀北町の間で締結された、宮川第二発電所内の震災対策設備「はじかみ」の使用に関する協定については、譲渡後においても継続するよう求めるものである。	宮川第二発電所内の震災対策設備「はじかみ」については、紀北町との間で締結した震災対策設備の使用に関する協定を踏まえ、譲渡後も従来とおり使用できるよう譲渡交渉先に求めています。  (企業庁)
3	宮川第二発電所内の発電用設備用地以外の用地等について、民間に譲渡せず三重県において取得し、有効活用を図っていただくよう求めるものである。	宮川第二発電所の発電設備用地以外の用地等については、有効活用が図られるよう検討していきます。  (企業庁)
4	宮川第二発電所内の通称「始神さくら広場」(グラウンド)及び熊野古道始神峠の江戸道登り口までの通称「始神森林公園」は、防災拠点や集客交流事業の会場として、さらには、熊野古道始神峠周辺の自然環境を保全する見地から、民間に譲渡せず三重県において取得し、引き続き紀北町に貸与するよう求めるものである。	
5	企業庁からの借用地(国道42号からクリーンセンター施設門扉までの進入道路敷地の一部)は、譲渡後においても継続して貸与するよう求めるものである。	
6	譲渡後において、新たに発生する地域の諸課題に対して、協力するよう求めるものである。	地域での諸課題の解決についての協力は、水力発電事業の譲渡にかかわらず、これまで同様、変わることはありません。  (政策部)
7	三重県企業庁が譲渡先との間で締結する譲渡に関する契約条項について、事前に説明するよう求めるものである。	譲渡に関する協議経過については、必要に応じ情報提供、説明させていただきます。  (政策部)

宮川用水連絡協議会、宮川用水土地改良区「水力発電事業の民間譲渡に関する要望書」(H19.10.11)

H20.1.21

	要 望 内 容	回 答 (案)
1	<p>宮川水系の水力発電事業の民間譲渡において、「宮川かんがい用水の利用に関する覚書」等について、この覚書を遵守していただくようお願いいたします。</p>	<p>今回の企業庁水力発電事業の民間譲渡にあたっては、全ての発電所を長期にわたって安全・安定して運転していただくことや、これまで水力発電事業が行ってきた地域への貢献活動を引き継いでいただくことを基本条件としています。</p>
2	<p>宮川は、水力発電のため河川流域を変えて流出しており、極めて特殊な河川であることから、三瀬谷ダム等の弾力的運用を今後とも継続されるようお願いいたします。</p>	<p>従って、三瀬谷ダムの運用や渇水時における宮川ダム発電用貯留水からのかんがい用水への補給など、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された覚書に基づく現在の企業庁が発電事業に併せて行っているこうした運用は、譲渡先において譲渡後も引き続き継続されることが譲渡に際しての前提と考えていますので、今後の協議の中で十分説明し、継承されるよう譲渡交渉先に求めています。</p>
3	<p>近年の天候不順により宮川の流量が減少する中、特に用水需要期の高まる農繁期とアユの遡上期が重なる時期には、宮川ダムからの放流量を増量し、河川環境等への地域貢献を今後ともお願いします。</p>	<p>宮川ダムには、既得農業用水への補給を目的として、かんがい期間中において750万トンが確保されていますが、渇水時には不足することがあります。平成17年度の渇水では、河川管理者が主催する渇水調整会議での協議を経て、発電用貯留水約500万トンを融通することで下流の渇水被害を軽減したところですし、今年度の渇水についても同様に約750万トンを農業用水に融通したところでした。</p> <p>三瀬谷ダムについても、ダムの設置目的に農業用水の確保は含まれていませんが、渇水時にも一定量の発電放流等を行うことで河川流量を安定させ、下流の農業用水の安定的な取水を可能にしているところですし、毎年かんがい時期には下流の農業用水の取水計画に合わせて発電を行っているところでした。</p> <p>これらの運用につきましても、現状の取り組みの継続の一環と考えているところですし、事業譲渡後もこうした運用が継続されるよう譲渡交渉先に求めています。</p>

平成19年9月11日

連絡先	政策部 土地・資源室 (059-224-2010)
(電話)	企業庁 電気事業室 (059-224-2824)

H20.1.22 三重県議会 第2回宮川プロジェクト会議 資料3-1
--

## 水力発電事業の民間譲渡について

### 1. 経緯

水力発電事業の民間譲渡については、「企業庁のあり方に関する基本的方向」（平成19年2月）を具体化するため、庁内関係部局が連携して、譲渡方法や譲渡条件についての検討を行ってきたところです。

譲渡時期については、三重県企業庁が締結している「三重県営発電所の電力受給に関する基本契約書」（平成7年11月1日締結）の契約期間満了日である平成22年3月31日を目標とします。

また、譲渡方法については、譲渡条件の確保や譲渡先として満たすべき条件を考慮して、譲渡交渉先を決定し、詳細な譲渡条件や譲渡価格についての交渉を進めたうえで譲渡を行う「随意契約」とします。

### 2. 基本的な考え方

#### (1) 譲渡条件

- ①適正な譲渡価格が設定されること
- ②全ての発電所が継続して運営されること
- ③地域貢献の取組が継続されること

#### (2) 譲渡先として満たすべき条件

- ①水力発電、ダム管理の技術、運営ノウハウを有すること
- ②水力発電、ダム管理の運営実績を有すること
- ③長期の安定的な事業継続の意思及び経営体制を有すること
- ④災害時の復旧対応も含め、運転管理に必要な人員及び資金調達力を有すること
- ⑤渇水時の対応等地域との多様な調整を行う体制を有すること
- ⑥地域社会に対する適切な配慮が可能なこと

### 3. 譲渡交渉先の決定

上記譲渡条件、譲渡先として満たすべき条件を考慮のうえ譲渡交渉先候補を評価し、有識者の意見も踏まえたうえで、以下の判断根拠により中部電力株式会社を譲渡交渉先とします。

- ①企業庁が発電した電力は全て中部電力㈱に売電しており、中部電力㈱は企業庁の水力発電所や水系、電力系統上の特質をも認識している。
- ②中部電力㈱は、県内の大部分を営業区域としていることから、県内に既存の営業基盤が整っており、人員、体制が整っている。さらに、営業区域内での地域社会への配慮に対する会社としての姿勢からも、「地域貢献の継続」などの今後の譲渡交渉においても、真摯な協議が行える。
- ③有識者からの意見聴き取りでも、譲渡交渉先としては中部電力㈱が妥当であるとの意見をいただいている。

## 水力発電事業の民間譲渡について

### 1 取組状況

#### (1) 譲渡交渉の進め方

10月24日に中部電力(株)と県(政策部・企業庁)の第1回全体会議を開催し、今後の譲渡交渉の進め方に関し、以下の内容を確認しました。

- ① 個別課題について詳細な協議・調整を行う場として、
  - ・ 「総合調整部会」：地域貢献の継続を含めた譲渡条件や譲渡協議全般に関することを協議
  - ・ 「設備部会」：土木、電気、通信等の設備の状況を確認し、譲渡にあたっての設備上の課題と対応について協議
  - ・ 「用地部会」：用地等財産及び水利等諸権利に関することを協議の3つの部会を設置し、協議を進める。
- ② 全体の進捗状況や課題を確認するため、「全体会議」を随時開催する。
- ③ 今後のスケジュールは、総合調整部会で協議する。

#### (2) 地域への説明等

水力発電事業の民間譲渡について、政策部とともに流域の関係6市町、関係団体(漁協関係、農業関係、各種関連協議会等)、住民の方々に対して説明にお伺いし、ご理解をお願いしてきております。

また、関係者の方々から、企業庁が実施してきた地域貢献の継続に加え、新たな要望も含めた様々なご要望、ご意見をいただいております。今後も誠意を持って関係部局とともに検討を行い、適切な地元対応に努めていきます。

#### (3) 今後の中部電力(株)との交渉と進め方

- ① 総合調整部会
  - ・ 地域貢献及び関係協定・覚書等の協議
  - ・ 地域貢献の継続等基本的な譲渡条件の協議
- ② 設備部会
  - ・ 各設備の現地調査(中部電力(株)に企業庁が同行説明)
  - ・ 仕様書、図面等による設備・運用の協議
- ③ 用地部会
  - ・ 用地・諸権利等の詳細資料の基礎資料の確認、整備及び協議
  - ・ 公図調査、現地測量図作成等の委託調査の実施(企業庁)

## 2 基本合意について

県としては、平成19年度末を目途に、中部電力(株)との間で地域貢献の継続や全ての発電所の継続、適正な譲渡価格の考え方の整理等、譲渡に関する基本的な事項についての確認(基本合意)を得たいと考えています。

今後、譲渡交渉先である中部電力(株)との間で確認事項に関する考え方を整理し、今年度末を目途に合意形成が図れるよう協議を進めます。

## 3 地域課題の整理について

企業庁が電気事業者として現に実施している地域貢献の取組については、基本的には譲渡交渉先に継続を求めていきます。

なお、地域貢献の内容によっては、譲渡交渉先との協議の中で、譲渡先が実施する場合の手法等の検討が必要になることも考えられます。その場合は、政策部をはじめ関係部局と十分な協議、検討を行うなど、全庁的な体制のもと適切に対応していきます。

## 水力発電の譲渡についての中部電力(株)との交渉状況について

10月24日に、県と中部電力(株)の譲渡協議に関係する実務担当者が集まり、今後の協議体制や進め方について確認を行いました。

水力発電の譲渡に関しては、地域貢献の継続、全ての発電所の運営継続、設備・用地(水利権等諸権利関係含む)に関する現状確認と課題の抽出など、譲渡に向けて多岐にわたる内容について協議を行なう必要があることから、地域貢献の継続を含めた譲渡条件や譲渡協議全般に関することを協議する「総合調整」、発電所設備に関することを協議する「設備」、用地等財産及び水利に関することを協議する「用地」の3つの部会を設置し、部会ごとに協議を進め、全体の進捗状況や課題を確認する場として「全体会議」を定期的開催することとしました。

これまで、総合調整部会は6回開催し、地域貢献の継続に関して、これまでの取組の経緯や内容を説明しました。また、設備部会は1回の打合せと6回の現地調査、用地部会は3回の打合せを行い、項目、発電所(設備)ごとに協議を進めているところです。

### 【中部電力(株)との協議経過】

H19.10.24 第1回全体会議、総合調整部会、設備部会、用地部会

#### <総合調整部会>

H19.11.8 第2回総合調整部会  
H19.11.27 第3回総合調整部会  
H19.12.10 第4回総合調整部会  
H19.12.26 第5回総合調整部会  
H20.1.10 第6回総合調整部会

(地域貢献の取組内容についての説明)

#### <設備部会>

H19.11.14~11.16 第2回設備部会  
H19.11.19 第3回設備部会  
H19.11.21・22 第4回設備部会  
H19.12.14 第5回設備部会  
H19.12.18 第6回設備部会  
H20.1.8~1.9 第7回設備部会

(現地調査)

#### <用地部会>

H19.11.16 第2回用地部会 (今後の調査方法の確認)  
H19.11.30 第3回用地部会 (登記済証、公図等の確認)